

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【公表番号】特表2016-531889(P2016-531889A)

【公表日】平成28年10月13日(2016.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2016-059

【出願番号】特願2016-519848(P2016-519848)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/51	(2015.01)
A 6 1 K	35/50	(2015.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 P	7/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/51
A 6 1 K	35/50
A 6 1 P	37/06
A 6 1 P	35/00
A 6 1 P	3/00
A 6 1 P	7/00
A 6 1 P	35/02
A 6 1 P	7/06

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月2日(2018.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

造血細胞を対象に移植する方法において使用するための該造血細胞であって、ヒト胎盤灌流液由来の単核球の集団を含み、該造血細胞が該対象と非血縁であるか、又は該ヒト胎盤灌流液由来の細胞が該対象と非血縁である、前記造血細胞。

【請求項2】

前記造血細胞が、骨髓若しくはそれに由来する細胞、末梢血若しくはそれに由来する細胞、又は臍帯血若しくはそれに由来する細胞である、請求項1記載の造血細胞。

【請求項3】

前記造血細胞が前記対象に部分的に不適合である、請求項1記載の造血細胞。

【請求項4】

前記造血細胞が：

- (i) 前記胎盤灌流液由来の単核球と非血縁であり；
- (ii) 該胎盤灌流液由来の単核球に不適合であり；
- (iii) 該胎盤灌流液由来の単核球と非血縁であり、かつ不適合であり；又は
- (iv) 前記対象に3/6～5/6 HLA適合している、

臍帯血（UCB）細胞である、請求項1～3のいずれか1項記載の造血細胞。

【請求項5】

前記UCB細胞が、複数の臍帯からプールした臍帯血から得られる、請求項4記載の造血細胞。

【請求項6】

前記UCB細胞が、UCB中に存在する、請求項4又は5記載の造血細胞。

【請求項7】

前記胎盤灌流液由来の単核球が、胎盤灌流液中に存在する、請求項1～6のいずれか1項記載の造血細胞。

【請求項8】

前記胎盤灌流液が、部分的に放血させた胎盤から得られる、請求項1～7のいずれか1項記載の造血細胞。

【請求項9】

胎盤灌流液細胞の2%又はそれ以上が、CD34⁺である、請求項1～8のいずれか1項記載の造血細胞。

【請求項10】

前記方法が前記対象におけるキメリズムをもたらし、好ましくは該キメリズムが：

- (i) 造血細胞若しくはそれに由来する子孫；又は
- (ii) 造血細胞若しくはそれに由来する子孫及び胎盤灌流液細胞若しくはそれに由来する子孫を含む、請求項1～9のいずれか1項記載の造血細胞。

【請求項11】

1単位超のUCB細胞を投与し、前記方法が前記対象におけるキメリズムをもたらし、該キメリズムが1単位超のUCB細胞又はそれに由来する子孫に由来する細胞を含む、請求項10記載の造血細胞。

【請求項12】

前記キメリズムが胎盤灌流液細胞又はそれに由来する子孫を含む、請求項10又は11記載の造血細胞。

【請求項13】

前記方法が：

- (i) UCB細胞の生着をもたらし；
- (ii) 胎盤灌流液細胞の生着をもたらし；
- (iii) 移植片対宿主病の持続期間又は重篤度を減少させ；
- (iv) 移植片対腫瘍反応をもたらし（ここで、前記対象は腫瘍を有している）；
- (v) それを必要とする対象において、副腎脳白質ジストロフィー、ムコ多糖症、ニーマン-ピック病、異染性白質ジストロフィー、ウォルマン病、クラッベ病、ゴーシェ病、フコシドーシス、又はバッテン病などの代謝異常の症状の改善をもたらし；あるいは
- (vi) それを必要とする対象において、骨髄異形成症候群、無巨核球性血小板減少症、急性リンパ性白血病、急性骨髓性白血病、鐸状赤血球病、ベータサラセミア、重症複合型免疫不全症、骨髓不全症、又は貧血（例えば、重症再生不良性貧血若しくはダイアモンド・ブラックファン貧血）の血液学的疾患又は悪性疾患の症状の改善をもたらす、請求項1～12のいずれか1項記載の造血細胞。

【請求項14】

前記対象が、ヒト対象である、請求項1～13のいずれか1項記載の造血細胞。

【請求項15】

前記対象が、代謝異常若しくはその症状；血液学的疾患若しくは悪性疾患若しくはそれらの症状；移植片対宿主病；又は腫瘍である疾患の治療を必要とする、請求項1～14のいずれか1項記載の造血細胞。

【請求項16】

対象にヒト臍帯血（UCB）細胞を移植するための医薬組成物であって、UCB細胞を含み、かつ該UCB細胞をヒト胎盤灌流液由来の単核球の集団と組み合わせて投与するように使用

され、該UCB細胞が、該対象と非血縁である、前記医薬組成物。

【請求項 1 7】

対象にヒト臍帯血（UCB）細胞を移植するための医薬組成物であって、UCB細胞を含み、かつ該UCB細胞をヒト胎盤灌流液由来の単核球の集団と組み合わせて投与するように使用され、該ヒト胎盤灌流液由来の細胞が、該対象と非血縁である、前記医薬組成物。

【請求項 1 8】

対象にヒト臍帯血（UCB）細胞を移植するための医薬組成物であって、UCB細胞を含み、かつ該UCB細胞をヒト胎盤灌流液由来の単核球の集団と組み合わせて投与するように使用され、該ヒト胎盤灌流液由来の細胞が、該対象に不適合である、前記医薬組成物。